



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（防災危機管理課） ..... 4
- 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例（総務私学課） ..... 5
- 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（総務私学課） ..... 6
- 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（人事課） ..... 7
- 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 8
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 8
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） ..... 10
- 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例（財政課） ..... 25
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） ..... 26
- 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（税務課） ..... 28
- 沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（市町村課） ..... 30
- 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（環境政策課） ..... 31
- 沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例（自然保護課） ..... 32
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県民生活課） ..... 50
- 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県民生活課） ..... 53
- 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平和・男女共同参画課） ..... 54

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第2号）
  - 1 手数料の減額又は免除に関する根拠規定を定めることとした。（第7条関係）
  - 2 浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査手数料を新たに定めることとした。（別表関係）
  - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行し、経過措置を設けることとした。（附則）
- 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例（条例第3号）
  - 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
  - 2 基金の積立額について定めることとした。（第2条）
  - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
  - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
  - 5 繰替運用について定めることとした。（第5条）
  - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
  - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
  - 8 施行期日は、平成24年4月1日とすることとした。（附則第1項）
  - 9 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項）

- 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）
- 1 私立の幼稚園の幼児、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒であつて、東日本大震災により被災したものに係る入園料及び入学料の減額又は免除に要する費用を県が補助する事業に基金を処分することができることとした。（第6条関係）
  - 2 基金の設置期間を3年間延長することとした。（附則第2項関係）
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（条例第5号）
- 1 東日本大震災関連作業手当を設けることとした。（第1条関係）
  - 2 東日本大震災に対処するための交通取締等手当及び警ら作業手当の額の特例を定めることとした。（第2条関係）
  - 3 この条例は、公布の日から施行し、平成23年5月8日から適用することとした。（附則）
- 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）
- 1 獣医師の初任給調整手当の支給期間を2年間延長し、当該手当の支給月額の限度額を8,000円から30,000円に引き上げることとした。（第11条関係）
  - 2 へき地教育振興法の一部が改正されたことに伴い、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について規定を整備することとした。（第19条及び第20条関係）
  - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）
- 1 実習船指導手当を設けることとした。（第2条及び第20条関係）
  - 2 社会福祉手当の支給要件及び支給額を改めることとする。（第9条関係）
  - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）
- 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。（第2条関係）
  - 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、県知事の権限から市町村長の権限とされた事務であつて、既に条例で市町村に事務を移譲し、市町村が処理を行っているものを削除することとした。（第2条関係）
  - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第9号）
- 1 沖縄県所有者不明土地管理特別会計の収入に国庫支出金を加えるほか規定を整備することとした。（別表第1関係）
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第10号）
- 1 工業技術センターに設置している崩壊試験器ほか9機器について、使用料の徴収根拠を定めるとともに、一般の利用に供されなくなった型彫り放電加工機ほか4機器に係る使用料を廃止することとした。（別表第1関係）
  - 2 工業技術センターにおける酒類用振動式密度計によるアルコール度数測定について、手数料の徴収根拠を定めるとともに、熱分析に係る手数料に加算額を設定することとした。（別表第2関係）
  - 3 衛生環境研究所における生物同定試験に係る手数料について、額の適正化を図ることとした。（別表第2関係）
  - 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとし、経過措置を設けることとした。（附則）
- 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（条例第11号）
- 1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
    - (1) 県たばこ税の税率を1,000本につき1,504円から860円に引き下げる。（第85条の2関係）
    - (2) 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を1,000本につき716円から411円に引き下げる。（附則第14条関係）

- (3) 地方税法の改正に伴う所要の改正を行う。(第44条、第55条、第57条の2、第58条、第107条、第119条及び第137条の4関係)
- 2 沖縄県産業廃棄物税条例及び沖縄県石油価格調整税条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>  
地方税法の改正に伴う所要の改正を行う。(沖縄県産業廃棄物税条例第17条関係及び沖縄県石油価格調整税条例第16条関係)
- 3 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。<附則第1項>
  - (1) (2)及び(3)以外の改正規定 公布の日
  - (2) 沖縄県税条例第57条の2第2項の改正規定(「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める部分に限る。)及び同条例第58条の改正規定 平成25年1月1日
  - (3) 沖縄県税条例第85条の2の改正規定及び同条例附則第14条の改正規定 平成25年4月1日
- 4 3(1)及び(2)に伴う経過措置を設けることとした。<附則第2項>

○ 沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(条例第12号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 選挙公報の発行について定めることとした。(第2条関係)
- 3 掲載文の申請について定めることとした。(第3条関係)
- 4 選挙公報の発行手続について定めることとした。(第4条関係)
- 5 選挙公報の配布について定めることとした。(第5条関係)
- 6 選挙公報の発行を中止する場合について定めることとした。(第6条関係)
- 7 規程への委任について定めることとした。(第7条関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 沖縄県立自然公園条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
  - (1) 条例の目的に、生物の多様性の確保に寄与することを追加する。(第1条関係)
  - (2) 公園事業に対する監督機能の強化を図るため、沖縄県立自然公園条例施行規則において規定されている公園事業の執行について、条例で定める。(第8条から第19条まで関係)
  - (3) 特別地域における知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内での木竹の損傷、本来の生息地等以外への動植物の放出等を追加する。(第20条関係)
  - (4) 県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るため、県又は公共団体等が生態系維持回復事業を行うことができることとする。(第36条から第39条まで関係)
  - (5) 条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った多良間村が処理することとする。(第54条関係)
  - (6) (2)の公園事業の執行に関する規定についての罰則を追加する。(第56条、第57条、第59条、第60条及び第63条関係)
- 2 沖縄県自然環境保全条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
  - (1) 条例の目的に、生物の多様性の確保を追加する。(第1条関係)
  - (2) 特別地区における知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内での木竹の損傷、本来の生息地等以外への動植物の放出等を追加する。(第20条関係)
  - (3) 自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図るため、県又は公共団体等が生態系維持回復事業を行うことができることとする。(第24条の2から第24条の5まで関係)
  - (4) 罰金の最高額の引上げを行う。(第43条から第46条まで関係)
- 3 この条例は、平成24年7月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。<附則第1項から第3項まで>
- 4 1及び2の改正に伴い、沖縄県環境影響評価条例の一部を改正することとした。<附則第4項>

○ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 外国人登録法の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 2 社員総会の議事録について定めることとした。(第3条の2関係)

- 3 事業報告書等の公開について定めることとした。(第 8 条及び第22条関係)
- 4 認定及び仮認定の申請等について定めることとした。(第17条から第25条まで関係)
- 5 この条例は、平成24年 4月 1日から施行することとした。ただし、1は、平成24年 7月 9日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 平成24年 4月 1日から指定管理者による管理の開始の日の前日までの間、センターの管理は、第 3 条の規定にかかわらず、知事が行うこととした。(附則第 5 項関係)
- 2 1に伴い、センターの施設又は附属設備に係る使用許可その他センターの管理に関し必要な事項を定めることとした。(附則第 6 項関係)
- 3 この条例は、平成24年 4月 1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則)

## 条 例

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県条例第 2 号

## 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料 条例の一部を改正する条例

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例(平成12年沖縄県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(手数料の減免)

**第 7 条** 知事は、特別の理由があると認める者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

別表 2 の項中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の 2 第 1 号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とい

う。)」を加え、

「 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所 」	を	「 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 」	に改める。
-----------------------------------	---	---	-------

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第3号

**沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例**

(設置)

**第1条** 私立学校の施設の改築を促進することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県私立学校施設改築促進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立の小学校、中学校及び高等学校の施設の改築に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てる場合に限る。その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第4号

### 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例（平成21年沖縄県条例第39号）の一部を

次のように改正する。

第6条第3号中「保育料」を「入園料及び保育料並びに入学料」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県条例第5号

### 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

(東日本大震災関連作業手当)

**第1条** 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他の人事委員会規則で定める区域において人事委員会規則で定める作業に従事したときは、特殊勤務手当として東日本大震災関連作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき2万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

(交通取締等手当及び警ら作業手当の額の特例)

**第2条** 東日本大震災に対処するため、職員（警察官のうち警部以下の階級にあるものに限る。）が沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）第4条第1項に規定する交通の取締りの作業又は第29条第1項に規定する警らの作業に引き

続き5日以上従事した場合における手当の額は、同条例第4条第2項又は第29条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額にそれぞれ1日につき840円を加算した額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、平成23年5月8日から適用する。

沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第6号

**沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「8年以内」を「10年以内」に改め、同項第2号中「8,000円」を「30,000円」に改める。

第19条第1項中「へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号。以下「省令」という。）で定める基準に従い人事委員会規則で定めるへき地学校」を「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校」に改め、「共同調理場」という。）の次に「として人事委員会規則で定めるもの」を加え、同条第2項中「、省令で定める基準に従い」を削る。

第20条中「省令で定める基準に従い」を削る。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第7号



## 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号を次のように改める。

(18) 実習船指導手当

第9条第2項第1号中「児童福祉司」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の児童福祉司のうち人事委員会規則で定める職員 850円

第20条を次のように改める。

（実習船指導手当）

**第20条** 実習船指導手当は、次に掲げる職員が高等学校における実習の用に供する船舶（人事委員会規則で定めるものに限る。以下「実習船」という。）に乗り組み、生徒の実習の指導に従事したときに支給する。

(1) 給与条例第5条第1項第3号の海事職給料表の適用を受ける職員

(2) 給与条例第5条第1項第4号イの教育職給料表(2)の適用を受ける職員

2 前項の手当の額は、同項第1号に掲げる職員については、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 遠洋区域（人事委員会規則で定める区域に限る。以下同じ。）で実習船を停泊させない状態で行う実習（以下「航海実習」という。）における指導の業務（次号に掲げる業務を除く。） 820円（船長、機関長その他人事委員会規則で定める職員（以下「船長等」という。）にあつては、1,750円）

(2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 1,640円（船長等の場合にあつては、3,500円）

(3) 遠洋区域で実習船を停泊させた状態で行う実習（以下「停泊実習」という。）における指導の業務 410円（船長等にあつては、870円）

(4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（人事委員会規則で定める実習を除く。）における指導の業務 230円

3 第1項の手当の額は、同項第2号に掲げる職員については、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 航海実習における指導の業務 2,750円

(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（人事委員会規則で定める実習を除く。）における指導の業務 1,650円

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第8号

### 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項(3)及び(4)を削り、同表3の項(1)から(5)まで中「市町村」を「町村」に改め、同項(7)中「第4条第4項」を「第4条第6項」に改め、同項中「南城市」を「伊江村」に改め、同表4の項中「南城市」を「南城市 伊江村」に改め、同表9の項中「宮古島市 南城市 国頭村」を「国頭村」に、「中城村」を「中城村 南風原町 渡嘉敷村」に改め、同表10の項中「伊江村」を「宮古島市 伊江村」に、「久米島町 竹富町」を「伊是名村 久米島町 多良間村 竹富町 与那国町」に改め、同表15の項中(1)から(4)までを削り、(5)を(1)とし、(6)を(2)とし、同項(7)中「(1)、(4)及び(5)」を「法第3条第1項、第3条の2第2項及び第18条第1項」に改め、同項中(7)を(3)とし、(8)を(4)とし、同項(9)中「(8)まで」を「(4)まで」に改め、同項中(9)を(5)とし、同表19の項中「南城市」を「南城市 伊江村」に改め、同表30の項を削り、同表29の項中「宮古島市」を「宮古島市 南城市 北中城村」に改め、同項を同表30の項とし、同表28の項中「宮古島市」を「宮古島市 南城市 北中城村」に改め、同項を同表29の項とし、同表27の項を同表28の項とし、同表26の項中「那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 う

るま市 宮古島市 南城市 北中城村」を「北中城村」に改め、同項を同表27の項とし、同表25の項中「名護市 豊見城市 うるま市 南城市 南風原町」を「南風原町」に改め、同項を同表26の項とし、同表24の項を削り、同表23の項中「という。）」の次に「及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号。以下この項において「政令」という。）」を加え、同項(4)の次に次のように加える。

- (5) 政令第2条第1項第1号の規定による土地の指定及び公告に関する事務
- (6) 政令第4条の規定による規模の設定に関する事務

第2条の表23の項中「浦添市 宮古島市 南城市 北谷町」を「北谷町」に改め、同項を同表25の項とし、同表22の項中「石垣市」を「石垣市 沖縄市」に、「東村」を「東村 今帰仁村」に、「伊江村」を「伊江村 読谷村 嘉手納町」に改め、同項を同表24の項とし、同表21の項中「南城市」を「南城市 伊江村」に改め、同項を同表23の項とし、同表20の項(7)から(14)までを削り、同項の次に次のように加える。

- |  |                 |
|--|-----------------|
| <p>21 火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第25条第1項に規定する火薬類の消費の許可に関する事務</li> <li>(2) 法第25条第3項の規定による火薬類の消費の許可の取消しに関する事務</li> <li>(3) 法第43条第1項の規定による立入検査、質問又は火薬類の収去に関する事務</li> <li>(4) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第5号の規定により知事が行うこととされている法第45条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務に関する事務</li> <li>(5) 法第46条第2項の規定による所有者又は占有者からの報告の徴収に関する事務</li> <li>(6) 法第47条に規定する火薬類による爆発その他災害が発生した場合の指示に関する事務</li> </ul> | <p>南城市 伊平屋村</p> |
|--|-----------------|

<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 法第52条第1項の規定による意見の聴取に関する事務</li> <li>(8) 法第52条第2項の規定による法第17条第1項若しくは第3項、第25条第1項若しくは第3項又は第45条の規定による処分に係る通報に関する事務</li> <li>(9) 法第52条第5項の規定による警察官からの通報の受理に関する事務</li> <li>(10) 法第52条第6項の規定による経済産業大臣への報告に関する事務</li> </ul>	
<p>22 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者（以下この項において「販売事業者」という。）の登録に関する事務</li> <li>(2) 法第3条の2第1項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿への登録に関する事務</li> <li>(3) 法第3条の2第2項の規定による申請者への通知に関する事務</li> <li>(4) 法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧の請求の受理に関する事務</li> <li>(5) 法第4条第1項の規定による販売事業者の登録の拒否に関する事務</li> <li>(6) 法第4条第2項の規定による販売事業者の登録の拒否の通知に関する事務</li> </ul>	<p>伊江村</p>

- (7) 法第6条（法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による登録行政庁を変更した場合の届出の受理に関する事務
- (8) 法第8条（法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による販売所等の変更の届出の受理に関する事務
- (9) 法第10条第3項（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による販売事業者の地位の承継の届出の受理に関する事務
- (10) 法第13条第2項の規定による販売事業者に対する液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な措置に係る命令に関する事務
- (11) 法第14条第2項の規定による販売事業者に対する書面の交付又は再交付の命令に関する事務
- (12) 法第16条第3項の規定による販売事業者に対する貯蔵施設又は販売の方法の基準適合命令に関する事務
- (13) 法第16条の2第2項の規定による販売事業者に対する供給設備の基準適合命令に関する事務
- (14) 法第19条第2項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出の受理に関する事務
- (15) 法第21条第2項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に関する事務
- (16) 法第22条の規定による販売事業者に対する業務主任者又はその代理者の解任の命令に関する事務
- (17) 法第23条（法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による販売事業の廃止の届出の受理に関する事務
- (18) 法第25条の規定による販売事業者の登録の取消しに関する事務

- (19) 法第26条の規定による販売事業者の登録の取消し及び販売事業の停止の命令に関する事務
- (20) 法第26条の2の規定による販売事業者の登録の消除に関する事務
- (21) 法第29条第1項に規定する保安機関の認定に関する事務
- (22) 法第32条第1項に規定する保安機関の認定の更新に関する事務
- (23) 法第33条第1項に規定する保安機関の一般消費者等の数の増加の認可に関する事務
- (24) 法第33条第2項の規定による保安機関の一般消費者等の数の減少の届出の受理に関する事務
- (25) 法第34条第3項の規定による保安機関に対する改善命令に関する事務
- (26) 法第35条第1項に規定する保安機関の保安業務規程の認可及び変更の認可に関する事務
- (27) 法第35条第3項の規定による保安機関の保安業務規程の変更の命令に関する事務
- (28) 法第35条の2の規定による保安機関に対する適合命令に関する事務
- (29) 法第35条の3の規定による保安機関の認定の取消しに関する事務
- (30) 法第35条の5の規定による消費設備の所有者又は占有者に対する基準適合命令に関する事務
- (31) 法第35条の6第1項に規定する販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務
- (32) 法第35条の7の規定による認定液化石油ガス販売事業者からの報告の受理に関する事務
- (33) 法第35条の10第1項の規定による認定液化石油ガス販

売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の  
取消しに関する事務

- (34) 法第35条の10第2項の規定による認定液化石油ガス販売事業者に対する報告の催告及び認定の取消しに関する事務
- (35) 法第36条第1項に規定する販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に関する事務
- (36) 法第37条の2第1項（法第37条の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可に関する事務
- (37) 法第37条の2第2項（法第37条の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）による販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の軽微な変更の届出の受理に関する事務
- (38) 法第37条の3第1項（法第37条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査及び法第37条の基準に適合する旨の届出の受理に関する事務
- (39) 法第37条の3第2項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）に規定する販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の結果の報告の受理に関する事務
- (40) 法第37条の4第1項に規定する充填設備の許可に関する事務
- (41) 法第37条の5第3項の規定による充填事業者に対する基準適合命令に関する事務
- (42) 法第37条の6第1項に規定する充填事業者に対する保安検査及び保安検査を受けた旨の届出の受理に関する事務

- (43) 法第37条の6第3項の規定による充填事業者に対する保安検査の結果の受理に関する事務
- (44) 法第37条の7第1項の規定による法第36条第1項の許可を受けた者又は充填事業者の貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備の許可の取消し及び使用の停止の命令に関する事務
- (45) 法第37条の7第2項の規定による特定供給設備の使用の停止の命令に係る一般消費者等に対する通知に関する事務
- (46) 法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務
- (47) 法第38条の10第1項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理に関する事務
- (48) 法第38条の10第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の変更又は廃止の届出の受理に関する事務
- (49) 法第82条第1項の規定による販売事業者、保安機関又は特定液化石油ガス設備工事事業者からの報告の徴収に関する事務（政令第13条第2項、第4項及び第6項の規定により知事が行うこととされている法第82条第1項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を含む。）
- (50) 法第82条第2項の規定による充填事業者の報告の徴収に関する事務
- (51) 法第83条第3項の規定による販売事業者、充填事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者に対する立入検査及び液化石油ガスの収去に関する事務
- (52) 法第83条第4項の規定による保安機関に対する立入検査に関する事務
- (53) 法第87条第1項の規定による関係行政機関への通報に関する事務



- (54) 法第88条第2項の規定による公示に関する事務（(31)、(33)及び(34)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (55) 法第90条第1項に規定する聴聞に関する事務（(19)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (56) 政令第13条第1項の規定により知事が行うこととされている法第16条の2第2項の規定による販売事業者に対する供給設備の基準適合命令に関する事務
- (57) 政令第13条第3項の規定により知事が行うこととされている法第83条第1項の規定による販売事業者に対する立入検査及び液化石油ガスの収去に関する事務
- (58) 政令第13条第4項の規定により知事が行うこととされている法第83条第2項の規定による保安機関に対する立入検査等に関する事務
- (59) 政令第13条第7項の規定により知事が行うこととされている法第82条第1項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する報告の徴収に関する事務
- (60) 政令第13条第7項の規定により知事が行うこととされている法第83条第1項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する立入検査等に関する事務
- (61) 政令第13条第7項の規定により知事が行うこととされている法第83条の2第2項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する提出命令に関する事務
- (62) 政令第13条第8項の規定による(49)及び(56)から(61)までに掲げる事務に係る報告に関する事務
- (63) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第132条の規定による販売事業者、保安機関又は充填事業者からの報告の受理に関する事務

第 2 条の表31の項を次のように改める。

<p>31 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(6)まで及び(4)から(7)までに掲げる事務については、個人施行者、市街地再開発組合（以下この項において「組合」という。）又は再開発会社が施行する事業に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第 7 条の 9 第 1 項に規定する第一種市街地再開発事業の施行の認可に関する事務</p> <p>(2) 法第 7 条の15第 1 項（法第 7 条の16第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による第一種市街地再開発事業の施行者の氏名等の公告及び図書の送付に関する事務</p> <p>(3) 法第 7 条の16第 1 項に規定する第一種市街地再開発事業の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関する事務</p> <p>(4) 法第 7 条の17第 4 項に規定する施行者の変動による規約の認可に関する事務</p> <p>(5) 法第 7 条の17第 7 項の規定による施行者の変動の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第 7 条の17第 8 項の規定による規約の認可及び施行者の変動の届出に係る公告に関する事務</p> <p>(7) 法第 7 条の19第 1 項に規定する審査委員の選任に係る承認に関する事務</p> <p>(8) 法第 7 条の20第 1 項に規定する第一種市街地再開発事業の終了の認可に関する事務</p>	<p>浦添市</p>
--	------------

- (9) 法第7条の20第2項において準用する法第7条の15第1項の規定による第一種市街地再開発事業の施行者の氏名等の公告に関する事務
- (10) 法第11条第1項に規定する第一種市街地再開発事業の組合設立の認可に関する事務
- (11) 法第11条第2項に規定する事業計画の決定に先立って組合を設立する認可に関する事務
- (12) 法第11条第3項に規定する事業計画の決定に先立って組合を設立した場合の事業計画の認可に関する事務
- (13) 法第16条第1項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧に関する事務
- (14) 法第16条第2項（法第38条第2項において準用する場合及び第50条の6並びに第50条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理に関する事務
- (15) 法第16条第3項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知に関する事務
- (16) 法第16条第5項（法第38条第2項及び第50条の9第2項において準用する場合並びに第50条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の申告の受理並びに修正に係る部分についての縦覧並びに審査、命令及び通知に関する事務
- (17) 法第19条第1項（法第38条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告及び図書の送付に関する事務
- (18) 法第19条第2項（法第38条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業計画の決定に

- 先立って組合を認可した場合の組合の名称等の公告に関する事務
- (19) 法第27条第4項第3号の規定による法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項がある場合の報告の受理に関する事務
- (20) 法第27条第8項に規定する事業報告書等の受理に関する事務
- (21) 法第28条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理に関する事務
- (22) 法第28条第2項の規定による理事長の氏名等の公告に関する事務
- (23) 法第38条第1項に規定する組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可に関する事務
- (24) 法第45条第4項に規定する組合の解散の認可に関する事務
- (25) 法第45条第6項の規定による組合の認可の取消し及び解散の認可の公告に関する事務
- (26) 法第49条に規定する清算事務の終了の承認に関する事務
- (27) 法第50条の2第1項に規定する再開発会社の規準及び事業計画の認可に関する事務
- (28) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項において読み替えて準用する場合及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開発会社の名称等の公告及び図書の送付に関する事務
- (29) 法第50条の9第1項に規定する再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可に関する事務
- (30) 法第50条の12第1項に規定する再開発会社の合併若しくは分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可に

## 関する事務

- (31) 法第50条の14第1項に規定する再開発会社の審査委員の選任に係る承認に関する事務
- (32) 法第50条の15第1項に規定する再開発会社の市街地再開発事業の終了の認可に関する事務
- (33) 法第50条の15第2項において準用する法第50条の8第1項の規定による再開発会社の名称等の公告に関する事務
- (34) 法第72条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権利変換計画の認可に関する事務
- (35) 法第112条の規定による事業代行の開始の決定に関する事務
- (36) 法第113条（法第118条の30第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業代行開始の公告に関する事務
- (37) 法第114条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行に関する事務
- (38) 法第117条第1項（法第118条の30第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業代行終了の公告に関する事務
- (39) 法第118条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する管理処分計画の認可に関する事務
- (40) 法第118条の30第1項の規定による再開発会社の事業代行の開始の決定に関する事務
- (41) 法第124条第3項の規定による市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令に関する事務
- (42) 法第124条の2第1項の規定による個人施行者に対する事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取

- 消し、変更若しくは停止又は施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令に関する事務
- (43) 法第124条の2第2項の規定による個人施行者に対する認可の取消しに関する事務
- (44) 法第124条の2第3項の規定による個人施行者に対する認可の取消しの公告に関する事務
- (45) 法第125条第1項の規定による組合の事業又は会計の状況の検査に関する事務
- (46) 法第125条第2項の規定による組合員の請求による事業又は会計の状況の検査に関する事務
- (47) 法第125条第3項の規定による組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令に関する事務
- (48) 法第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消しに関する事務
- (49) 法第125条第5項の規定による理事長及び監事が総会を招集しない場合の総会又は総会の部会若しくは総代会の招集に関する事務
- (50) 法第125条第6項の規定による理事若しくは監事又は総代の解任の請求に係る投票に関する事務
- (51) 法第125条第7項の規定による組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しに関する事務
- (52) 法第125条の2第1項の規定による再開発会社の事業又は会計の状況の検査に関する事務
- (53) 法第125条の2第2項の規定による所有権又は借地権を有する者の請求による事業又は会計の状況の検査に関する事務
- (54) 法第125条の2第3項の規定による再開発会社のした処分の取消し、変更若しくは停止又は再開発会社のした

工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令に関する事務

- (55) 法第125条の2第4項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可の取消しに関する事務
- (56) 法第125条の2第5項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可の取消しの公告に関する事務
- (57) 法第129条の2第1項に規定する再開発事業計画の認定申請の受理に関する事務
- (58) 法第129条の4（法第129条の5第2項及び第129条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開発事業計画の認定又は認定の取消しの通知に関する事務
- (59) 法第129条の5第1項に規定する再開発事業計画の変更の認定に関する事務
- (60) 法第129条の6の規定による再開発事業の実施の状況についての報告の徴収に関する事務
- (61) 法第129条の7に規定する地位の承継の承認に関する事務
- (62) 法第129条の8の規定による再開発事業を実施していない場合の改善命令に関する事務
- (63) 法第129条の9第1項の規定による改善命令に違反した場合の再開発事業計画の認定の取消しに関する事務
- (64) 政令第4条の2第3項（政令第22条の3において準用する場合を含む。）に規定する審査委員の解任の承認に関する事務
- (65) 政令第18条第2項の規定による組合の理事等の解任の投票の公告に関する事務
- (66) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第13条第4項の規定による解任の投票の際の権限を証する

## 書面の受理に関する事務

- (67) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第13条第9項の規定による立会人の意見の聴取に関する事務
- (68) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第14条第1項の規定による理事等の解任の投票の結果の公告に関する事務
- (69) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第15条第2項の規定による解任投票録の保存に関する事務
- (70) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第16条第1項の規定による解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関する異議の申出の受理に関する事務
- (71) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第16条第2項の規定による異議に対する決定、決定文書の申出人への交付及び決定の要旨の公告に関する事務
- (72) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第16条第3項の規定による解任の投票の効力の無効の決定に関する事務
- (73) 政令第18条第3項において読み替えて準用する政令第16条第4項の規定による解任の投票の結果の無効の決定に関する事務
- (74) 政令第52条第2項の規定による支障がない旨の認定に関する事務

第2条の表32の項中「都市計画法（）」の次に「昭和43年法律第100号。」を加え、同表33の項を削り、同表34の項を同表33の項とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。



## (経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表3の項及び4の項左欄に掲げる事務、同表9の項及び10の項左欄に掲げる事務、同表19の項左欄に掲げる事務、同表21の項から24の項まで左欄に掲げる事務並びに同表29の項から31の項まで左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表3の項若しくは4の項右欄に掲げる市町村の長、同表9の項若しくは10の項右欄に掲げる市町村の長、同表19の項右欄に掲げる市町村の長、同表21の項から24の項まで右欄に掲げる市町村の長又は同表29の項から31の項まで右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表3の項若しくは4の項右欄に掲げる市町村の長、同表9の項若しくは10の項右欄に掲げる市町村の長、同表19の項右欄に掲げる市町村の長、同表21の項から24の項まで右欄に掲げる市町村の長又は同表29の項から31の項まで右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

---

沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県条例第9号

**沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例**

沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
別表第1第6号中「の管理」の次に「及び調査」を加え、「財産収入」を「国庫支出金、財産収入」に、「及びその他」を「並びにその他」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第10号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	形彫り放電加工機	同	1,310円	」	を
	ワイヤーカット放電加工機	同	2,340円		
「	ワイヤーカット放電加工機	同	2,340円	」	に、
「	平面研削盤	同	720円	」	を
	遠心分離器	同	340円		
「	遠心分離器	同	340円	」	に、
「	X線応力測定装置	同	3,560円	」	を
	ブラストマシン	同	210円		
「	ブラストマシン	同	210円	」	に、
「	自動蒸留試験器	同	930円	」	を
	自動引火点試験器	同	970円		
	フィルタープレス	同	570円		
「	フィルタープレス	同	570円	」	に、
「	「	「	「	」	」

ラピッドプロトタイピング装置	同	1,980円	を
ラピッドプロトタイピング装置	同	1,980円	に改める。
V 型 混 合 器	同	50円	
崩 壊 試 験 器	同	30円	
錠 剤 摩 損 度 試 験 器	同	30円	
溶 出 試 験 器	同	150円	
スチームコンベクションオープン	同	270円	
酒 類 用 振 動 式 密 度 計	同	120円	
に お い 識 別 装 置	同	290円	
N C フ ラ イ ス 盤	同	2,050円	
T I G 溶 接 機	同	320円	
高 速 細 穴 放 電 加 工 機	同	330円	

別表第2 工業技術センター手数料の項中

熱分析	耐火度試験（SK20以下）	1 試料につき	1,770円	を
	耐火度試験（SK26以上）	同	3,690円	
	熱膨張試験	同	1,570円	
	熱天秤 <small>びん</small> 試験	同	1,570円	
	示差熱分析	同	1,970円	

熱分析	耐火度試験（SK20以下）	1 試料につき	1,770円	に、
	耐火度試験（SK26以上）	同	3,690円	
	熱膨張試験	同	1,570円	
	熱天秤 <small>びん</small> 試験	同	1,570円	
	示差熱分析	同	1,970円	

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,650円、一般的な前処理を行う場合は2,430円、複雑な前処理を行う場合は3,380円

				0円を加算する。
--	--	--	--	----------

食品試験	浮標によるアルコール	1 試料につき	1,940円	を
	度数測定			

食品試験	浮標によるアルコール	1 試料につき	1,940円	に改め、
	度数測定	同	780円	
	酒類用振動式密度計によるアルコール度数測定			

同表衛生環境研究所手数料の項中

「 7,420円 1,800円」	を	「 7,420円 2,700円」	に改める。
------------------------	---	------------------------	-------

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第11号

**沖縄県税条例等の一部を改正する条例**

(沖縄県税条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第44条及び第55条中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

第57条の2第2項中「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に、「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第58条第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に改める。

第85条の2中「1,504円」を「860円」に改める。

第107条、第119条及び第137条の4中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

附則第14条中「716円」を「411円」に改める。

(沖縄県産業廃棄物税条例及び沖縄県石油価格調整税条例の一部改正)

**第2条** 次に掲げる条例の規定中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

- (1) 沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）第17条
- (2) 沖縄県石油価格調整税条例（平成19年沖縄県条例第1号）第16条

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中沖縄県税条例第57条の2第2項の改正規定（「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める部分に限る。）及び同条例第58条の改正規定 平成25年1月1日

- (2) 第1条中沖縄県税条例第85条の2の改正規定及び同条例附則第14条の改正規定 平成25年4月1日

(県たばこ税に関する経過措置)

2 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従

前の例による。

沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第12号

## 沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、沖縄県議会議員（以下「県議会議員」という。）の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

**第2条** 沖縄県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、県議会議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに、発行しなければならない。

(掲載文の申請)

**第3条** 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、県委員会に、文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

**第4条** 県委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

**第5条** 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日（法第56条の規定により投票の期日を定めたときは、当該投票の期日）の前日まで、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

**第6条** 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手續は、中止する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第13号

**沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第14号

**沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例**

（沖縄県立自然公園条例の一部改正）

**第1条** 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

**目次**

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定（第4条・第5条）
- 第3章 公園計画（第6条・第7条）
- 第4章 公園事業（第8条—第19条）
- 第5章 保護及び利用（第20条—第35条）
- 第6章 生態系維持回復事業（第36条—第39条）



## 第7章 風景地保護協定（第40条—第45条）

## 第8章 公園管理団体（第46条—第51条）

## 第9章 雑則（第52条—第55条）

## 第10章 罰則（第56条—第63条）

## 附則

第1条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の次に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第2条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

「第2章 指定、公園計画及び公園事業」を「第2章 指定」に改める。

第4条第2項及び第3項中「公示」を「告示」に改める。

第5条の次に次の章名を付する。

## 第3章 公園計画

第6条の見出し及び同条第1項中「及び公園事業」を削り、同条第2項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「県公報で告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「及び公園事業」を削り、同条第2項中「公園計画及び公園事業の廃止及び変更」を「公園計画を廃止し、又は変更したとき」に改める。

第51条中「第15条第6項」を「第22条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に、「5万円」を「10万円」に改め、同条を第62条とする。

第50条中「従業員」を「従業者」に、「第45条、第46条、第48条」を「第56条、第57条、第59条」に改め、同条を第61条とする。

第49条第10号中「第41条第5項」を「第52条第5項」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「第28条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第28条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第24条第5項」を「第31条第5項」に改め、同号を同条第6

号とし、同条第4号中「第24条第1項の規定による」を「第31条第1項の規定に違反して、」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第21条第1項に規定する」を「第28条第1項の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第18条第4項」を「第25条第4項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第15条第5項」を「第22条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第49条を第60条とする。

第48条中「第24条第2項又は第38条」を「第10条、第31条第2項又は第49条」に改め、同条を第59条とする。

第47条中「第19条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第58条とする。

第46条第3号中「第23条」を「第30条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「第15条第1項」を「第22条第1項又は第7項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号中「第13条第4項又は第14条第3項」を「第20条第4項又は第21条第3項」に改め、同号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）

- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第46条を第57条とする。

第45条中「第25条」を「第14条第1項又は第32条第1項」に改め、同条を第56条とする。

第7章を第10章とする。

第6章中第44条を第55条とする。

第43条の表中「町村」を「市町村」に、「第8条第3項」を「第9条第3項」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に、「久米島町」を「久米島町 多良間村」に改め、同条を第54条とする。

第42条第1項中「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第23条」を「第30条」に、「付せられたため、又は第24条第2項」を「付されたため、又は第31条第2項」に改め、同条を第53条とする。

第41条第1項、第2項及び第3項中「かき、さく等」を「垣、柵等」に改め、同条第4項中「第26条第3項」を「第33条第3項」に改め、同条第5項中「かき、さく等」を「垣、柵等」に改め、同条を第52条とする。

第6章を第9章とする。

第5章中第40条を第51条とする。

第39条第2項中「公示」を「告示」に改め、同条を第50条とし、第38条を第49条とし、第37条を第48条とし、第36条を第47条とする。

第35条第2項及び第4項中「公示」を「告示」に改め、同条を第46条とする。

第5章を第8章とする。

第34条中「第32条各項」を「第43条各項」に改め、第4章中同条を第45条とする。

第33条中「第29条第2項」を「第40条第2項」に改め、同条を第44条とし、第32条を第43条とする。

第31条中「第29条第5項」を「第40条第5項」に改め、同条第2号中「第29条第3項各号」を「第40条第3項各号」に改め、同条を第42条とし、第30条を第41条とする。

第29条第1項中「第35条第1項」を「第46条第1項」に、「第36条第1号」を「第47条第1号」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第40条とする。

第4章を第7章とする。

第28条第3項中「第26条第3項」を「第33条第3項」に改め、第3章中同条を第35条とし、第27条を第34条とする。

第26条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第1項中「第13条第4項若しくは第14条第3項第6号」を「第20条第4項若しくは第21条第3項第7号」に、「第24条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項中「第13条第4項、第14条第3項第6号、第24条第2項」を「第20条第4項、第21条第3項第7号、第31条第2項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第13条第4項各号、第14条第3項第6号若しくは第24条第1項各号」を「立ち入り、第20条第4項各号、第21条第3項第7号若しくは第31条第1項各号」に改め、同条第3項中「に規定する」を

「の規定による立入検査又は立入調査をする」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条を第33条とする。

第25条第1項中「第13条第4項若しくは第14条第3項の規定、第23条」を「第20条第4項若しくは第21条第3項の規定、第30条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第32条とする。

第24条第1項第6号中「埋立て」を「埋め立て」に改め、同条第7項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第29条第1項」を「第40条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第24条を第31条とする。

第23条中「第13条第4項及び第14条第3項第6号」を「第20条第4項及び第21条第3項第7号」に改め、同条を第30条とする。

第22条第1項の表以外の部分中「第15条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項の表中「第15条第1項」を「第22条第1項」に、「第15条第5項」を「第22条第5項」に改め、同条を第29条とする。

第21条第1項中「第15条から第22条まで」を「第22条から次条まで」に改め、同条を第28条とする。

第20条第1項中「第15条から第22条まで」を「第22条から第29条まで」に改め、同条第2項中「第16条第3項各号」を「第23条第3項各号」に改め、同条第3項中「第18条」を「第25条」に改め、同条第4項中「第16条第5項」を「第23条第5項」に改め、同条を第27条とし、第19条を第26条とする。

第18条第6項中「第20条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第25条とし、第17条を第24条とする。

第16条第2項中「第20条」を「この条から第27条」に改め、同条第3項第3号中「禁<sub>こ</sub>錮」を「禁錮」に改め、同項第4号中「第20条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条第5項中「公示」を「告示」に改め、同条第6項中「同条第1項から第5項まで」を「同条第1項、第2項から第5項まで（これらの規定を同条第8項において準用する場

合を含む。)及び第7項」に改め、同条を第23条とする。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第7項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第15条に次の2項を加える。

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第1項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第5項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第6項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第15条を第22条とする。

第14条第3項中「次条第1項」の次に「又は第7項」を加え、同項第1号中「第13条第4項」を「前条第4項」に、「第66条第2項」を「第79条第2項」に、「第56条第1項後段」を「第68条第1項後段」に、「第13条第6項」を「前条第6項」に、「第56条第3項」を「第68条第3項」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第29条第1項」を「第40条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

第14条を第21条とする。

第13条第4項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第6号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の次に「又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第13号を同項第16号とし、同項第10号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを

植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

- (12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第13条第4項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「埋立て」を「埋め立て」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号から同項第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第13条第6項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第4項各号に掲げる行為又は同項第6号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第8項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第4項第11号又は第12号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」に改め、同条第9項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第29条第1項」を「第40条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定生態系維持回復事業等（第37条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第13条を第20条とする。

第3章を第5章とし、同章の次に次の1章を加える。

## 第6章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

**第36条** 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることがで

きる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の日標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を県公報で告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(自然公園における生態系維持回復事業)

**第37条** 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

2 公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事の確認を、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第38条** 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正な手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

**第39条** 知事は、第37条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第12条中「県立」を削り、第2章中同条を第19条とする。

第11条中「前3条」を「第9条から前条まで」に改め、同条を第18条とし、第10条を第17条とし、第9条を第16条とする。



第8条第2項及び第3項中「、知事」を「、規則で定めるところにより、知事」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）の種類
- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第8条に次の6項を加える。

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第8条を第9条とし、同条の次に次の6条を加える。

(改善命令)

**第10条** 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前

条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

**第11条** 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合に於ては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が公共団体以外の法人である場合に於ては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第9条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

**第12条** 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

**第13条** 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第9条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第9条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第9条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第9条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

(2) 第9条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第10条の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第9条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

**第14条** 知事は、第9条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

**第15条** 知事は、第9条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はそ

の職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7条の次に次の章名及び1条を加える。

#### 第4章 公園事業

(公園事業の決定)

**第8条** 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を県公報で告示しなければならない。

3 前2項の規定は、公園事業を廃止し、又は変更したときについて準用する。

本則に次の1条を加える。

**第63条** 第9条第9項、第12条又は第13条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

(沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例)

**第2条** 沖縄県自然環境保全条例（昭和48年沖縄県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 自然環境保全基本方針（第11条）

第3章 自然環境の保全のための施策（第12条—第16条）

第4章 自然環境保全地域

第1節 指定等（第17条—第19条）

第2節 保全（第20条—第24条）

第3節 生態系維持回復事業（第24条の2—第24条の5）

## 第5章 緑地環境保全地域等（第25条—第36条）

## 第6章 雑則（第37条—第42条）

## 第7章 罰則（第43条—第47条）

## 附則

第1条中「定めることにより、」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第11条第2項第2号中「海中保全地区」を「海域保全地区」に改め、「地域に係る」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加え、同条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第17条第1項第1号及び第3号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第6項中「きく」を「聴く」に改め、同条第7項及び第8項中「公示」を「告示」に改める。

第18条第1項及び第2項第4号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「公表しなければ」を「県公報で告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第20条第3項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第4項ただし書中「第7号」を「第10号」に、「又は第6号」を「、第6号」に改め、「行うもの」の次に「又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第8号を同項第11号とし、同項第7号を同項第10号とし、同項第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第20条第4項に次の1号を加える。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第20条第8項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際、当該特別地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼、若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第10項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第24条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第21条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第21条第4項中「前項第6号」を「前項第7号」に改める。

第22条第1項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第6項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第23条第1項中「付せられた」を「付された」に改める。

第24条第1項中「第21条第3項第6号」を「第21条第3項第7号」に改める。

第4章に次の1節を加える。

### 第3節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第24条の2 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を県公報で告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

**第24条の3** 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定め

る書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第24条の4** 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

**第24条の5** 知事は、第24条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第27条の見出し中「海中保全地区」を「海域保全地区」に改め、同条中「海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に、「すぐれた」を「優れた」に、「海中保全地区」を「海域保全地区」に改める。

第29条中「海中保全地区」を「海域保全地区」に改める。

第31条第1項及び第2項第3号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「公表しなければ」を「県公報で告示し、かつ、その緑地環境保全地域等に関する保全計画を一



般の閲覧に供しなければ」に改める。

第32条中「施設」を「事業」に改める。

第33条第1項第1号中「こえる」を「超える」に改める。

第34条の見出し中「海中保全地区」を「海域保全地区」に改め、同条中「海中保全地区内」を「海域保全地区内」に改め、同条ただし書中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に、「魚貝」を「漁具」に、「海中保全地区」を「海域保全地区」に改め、同条第5号中「熱帯魚」を「知事が指定する区域内において、熱帯魚」に、「海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、海域保全地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第36条第5項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第6項中「第21条第3項第6号」を「第21条第3項第7号」に改める。

第37条第1項中「かき、さく等」を「垣、柵等」に改め、同条第2項中「あきらか」を「明らか」に、「かき、さく等」を「垣、柵等」に改め、同条第3項及び第5項中「かき、さく等」を「垣、柵等」に改める。

第39条第1項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第3項中「うけようと」を「受けようと」に改める。

第43条中「50万円」を「100万円」に改める。

第44条中「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第2号中「付せられた」を「付された」に改める。

第45条中「30万円」を「50万円」に改める。

第46条中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(沖縄県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県立自然公園条例第14条の規定は、この条例の施行

の日以後に改正後の沖縄県立自然公園条例第9条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄県環境影響評価条例の一部改正)

4 沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第6号中「海中保全地区」を「海域保全地区」に改める。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第15号

### 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年沖縄県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2章の規定の実施のための手続その他その執行」を「の施行」に改める。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条に次の2項を加える。

3 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、同条第1項に規定する申請書又は添付書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

4 法第10条第3項の規定により補正する場合は、補正後の申請書又は書類を添付した規則で定める補正書を知事に提出しなければならない。

第3条の2を次のように改める。

(社員総会の議事録)

**第3条の2** 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた

場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5条に次の1項を加える。

2 第2条第3項及び第4項の規定は、法第25条第3項の定款の変更の認証について準用する。

第6条の見出し中「軽微な事項に係る」を削る。

第7条中「第29条第1項」を「第29条」に改める。

第8条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「第29条第2項」を「第30条」に改め、「閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

第10条及び第12条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第13条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項から第4項まで」に改める。

第14条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削る。

第17条を次のように改める。

(認定の申請)

**第17条** 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項各号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

第19条を第27条とする。

第18条第1項中「第44条の3」を「第75条」に改め、同条を第26条とし、第17条の次に次の8条を加える。

(認定の有効期間の更新申請)

**第18条** 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、同条第5項の規定において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を

省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更)

**第19条** 第4条、第6条及び第7条の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（次項及び第21条第3項において「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 法第52条第2項の規定により、非所轄法人が同項に掲げる書類の提出をするときは、当該書類を添付した規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

**第20条** 法第53条第1項の規定による届出書の様式は、規則で定める。

(役員報酬規程等の提出)

**第21条** 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度終了後3月を経過する日までに、同項に掲げる書類（法第54条第2項第2号に掲げる書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつてその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を添付した規則で定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法第54条第3項の書類の提出は遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の同条第4項の書類の提出は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合は、事後遅滞なく）規則で定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

3 前2項の規定は、法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合に適用する。

(役員報酬規程等の公開)

**第22条** 法第56条の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

(仮認定の申請)

**第23条** 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項に

において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

**第24条** 第19条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第19条第2項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第20条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の届出について、第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の書類の提出について、第21条第2項の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の書類の提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧又は謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

**第25条** 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第13条第1項の申請書の提出に併せて、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第16号

### 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県消費者行政活性化基金条例（平成21年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第17号

**沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（センターの管理の特例）

- 5 平成24年4月1日から指定管理者による管理の開始の日の前日までの間、センターの管理は、第3条の規定にかかわらず、知事が行う。この場合において、第14条第2項から第5項まで及び第18条の規定は、適用しない。
- 6 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項及び第9条第3項	指定管理者	知事
	ときは、知事の承認を得て	ときは
第10条の見出し	利用	使用
第10条第1項	利用	使用
	指定管理者	知事
	利用者	使用者

第10条第2項及び第3項	指定管理者	知事
第11条	利用者	使用者
	利用	使用
第12条	指定管理者	知事
	利用者	使用者
	利用	使用
第13条第1項	利用者	使用者
	利用	使用
第13条第2項	指定管理者	知事
	利用者	使用者
第14条の見出し	利用料金	使用料
第14条第1項	利用者	使用者
	施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に	別表に定める額の使用料をあらかじめ
第15条の見出し	利用料金	使用料
第15条	指定管理者	知事
	利用料金	使用料
第16条の見出し	利用料金	使用料
第16条	利用料金	使用料

	指定管理者	知事
第17条	利用	使用
別表第1項	施設利用料金	施設使用料
	基準額	使用料
	共用利用	共用使用
	専用利用	専用使用
別表第2項	附属設備利用料金	附属設備使用料
	基準額	使用料
別表備考1	利用時間	使用時間
	利用	使用
	利用料金（以下「超過料金」という。）の基準額	使用料（以下「超過料金」という。）
	利用料金の基準額	使用料
別表備考2	利用料金の基準額	使用料

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、改正前の沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）中の相当する規定があるものは、新条例の規定により知事がした



処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前に、旧条例の規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為は、新条例中の相当する規定により、知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8